

鳥取県公報

平成18年8月18日(金) 号外第122号

每週火:金曜日発行

目	次
	<i>*</i> K *
—	

告 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (607) (水産課)2 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (608) (")4 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (609) (*)4

示

鳥取県告示第606号

平成18年鳥取県告示第230号 (農業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成18年8月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改正前					
		利子補給率					利子補給率			
	農業近代化資	法第2条第2	法第2条第2			農業近代化資	法第2条第2	法第2条第2		
	金融通法 (昭	項第1号に掲	項第2号から			金融通法 (昭	項第1号に掲	項第2号から		
	和36年法律第	げる融資機関	第 5 号までに				和36年法律第	げる融資機関	第 5 号まで	
	202号。以下	が同条第1項	掲げる融資機					202号。以下	が同条第1項	掲げる融資
	「法」という。)	第2号から第	関が同条第1			「法」という。)	第2号から第	関が同条第		
曲米に小小次	第2条第2項	4号までに掲	項第2号から			曲米に小小次	第2条第2項	4号までに掲	項第2号から	
農業近代化資	第1号、第2	げる者に貸し	第4号までに		農業近代化資	第1号、第2	げる者に貸し	第4号までⅠ		
金の種類	号、第4号及	付ける場合	掲げる者に貸					金の種類	号、第4号及	付ける場合
	び第5号に掲		し付ける場合			び第5号に掲		し付ける場合		
	げる融資機関					げる融資機関				
	が同条第1項					が同条第1項				

1		i	1
	第1号に掲げ		
	る者に貸し付		
	ける場合		
(1) 規則別	略	略	年 0.4 パーセ
表第1号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(2) 規則別	略	略	年 0.4 パーセ
表第2号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(3) 規則別	略	略	年 0.4 パーセ
表第3号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(4) 規則別	略	略	年 0.4 パーセ
表第4号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(5) 規則別	略	略	年 0.4 パーセ
表第5号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(6) 規則別		略	年 0.4 パーセ
表第6号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(7) 規則別	略	略	年 0.4 パーセ
表第7号に			<u>ント</u>
掲げる資金			

1	I	1	1
	第1号に掲げ		
	る者に貸し付		
	ける場合		
(1) 規則別	略	略	年0.45パーセ
表第1号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(2) 規則別	略	略	年0.45パーセ
表第2号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(3) 規則別	略	略	年0.45パーセ
表第3号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(4) 規則別	略	略	年0.45パーセ
表第4号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(5) 規則別	略	略	年0.45パーセ
表第5号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(6) 規則別		略	年0.45パーセ
表第6号に			<u>ント</u>
掲げる資金			
(7) 規則別	略	略	年0.45パーセ
表第7号に			<u>ント</u>
掲げる資金			

鳥取県告示第607号

平成8年鳥取県告示第250号 (漁業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。 平成18年8月18日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改			改工	E 前				
未	子 補 給 率				利	子 補 給	率	
漁業近代化 法第2条	第 法第 2 条第 法第 2 条第	法第2条第		漁業近代化	法第2条第	法第2条第	法第2条第	法第2条第
資金融通法 2項第5	号 2 項第 1 号 2 項第 2 号	2 項第 5 号		資金融通法	2 項第 5 号	2 項第 1 号	2 項第 2 号	2 項第 5 号
(昭和44年 に掲げる	性に掲げる融 及び第4号	に掲げる融		(昭和44年	に掲げる融	に掲げる融	及び第4号	に掲げる融
法律第52 資機関が	資機関が、 に掲げる融	資機関が、		法律第52	資機関が、	資機関が、	に掲げる融	資機関が、
法律第52 資機関が	資機関が、 に掲げる融	資機関が、		法律第52	資機関が、	資機関が、	に掲げる融	資機関が、

	ſ	l	ſ	I	1	I I	I	I	I.	I.	l
	号。以下	同条第1項	同条第1項	資機関が、	同条第1項		号。以下	同条第1項	同条第1項	資機関が、	同条第1
	「法」とい	第1号から	第6号に掲	同条第1項	第6号から		「法」とい	第1号から	第6号に掲	同条第1項	第6号か
	う。) 第2	第5号まで	げる者に貸	第6号から	第10号まで		う。) 第2	第5号まで	げる者に貸	第6号から	第10号ま
	条第2項第	及び第10号	し付ける場	第10号まで	に掲げる者		条第2項第	及び第10号	し付ける場	第10号まで	に掲げる
	1号から第	に掲げる者	合	に掲げる者	(同項第		1号から第	に掲げる者	合	に掲げる者	(同項
	4号までに	(令第5条		(同項第	10号に掲げ		4号までに	(令第5条		(同項第	10号に掲
	掲げる融資	に規定する		10号に掲げ	る者にあっ		掲げる融資	に規定する		10号に掲げ	る者にあ
	機関が、同	団体に限			ては、令第		機関が、同	団体に限		る者にあっ	
		る。) に貸			5条に規定			る。) に貸		ては、令第	
海業に代ル	1号から第	·			する団体を	海業活代ル		し付ける場		5条に規定	
貝並の怪料	5号まで及	П			除く。) に	資金の種類				する団体を	
	び第10号に				貸し付ける		び第10号に			除く。) に	
	掲げる者			貸し付ける	場合		掲げる者			貸し付ける	場合
	(漁業近代			場合			(漁業近代			場合	
	化資金融通						化資金融通				
	法施行令						法施行令				
	(昭和44年						(昭和44年				
	政令第209						政令第209				
	号。以下						号。以下				
	「令」とい						「令」とい				
	う。) に規						う。) に規				
	定する団体						定する団体				
	に限る。)						に限る。)				
	に貸し付け						に貸し付け				
	る場合						る場合				
略	- 27					略	- 22				
4 規則別						4 規則別					
				在0.4.18	Æ 0.4.11°					在0.45.118	左0.45.18°
表第3号	略	略	略		年 <u>0.4 パー</u>	表第3号	略	略	略	年 <u>0.45パー</u>	
に掲げる				セント	セント	に掲げる				セント	<u>セント</u>
資金						資金					
5 規則別						5 規則別					
表第4号	略	略	略	年 <u>0.4 パ -</u>	年 <u>0.4 パ ー</u>	表第4号	略	略	略	年 <u>0.45パー</u>	年 <u>0.45パ</u>
に掲げる	••	.,		<u>セント</u>	セント	に掲げる			.,	<u>セント</u>	<u>セント</u>
資金						資金					
略						略					
8 規則別						8 規則別					
表第7号			m.fr	年 <u>0.4 パ ー</u>	年 <u>0.4 パ ー</u>	表第7号			m <i>ć</i> ~	年 <u>0.45パー</u>	年 <u>0.45パ</u> ・
に掲げる	-	-	略	<u>セント</u>	セント	に掲げる	-	-	略	<u>セント</u>	<u>セント</u>
資金						資金					
9 規則別						9 規則別					
表第8号				年 0 4 パー	年 0.4 パー	表第8号				年0.45パー	年0.45 パ
	略	略	略				略	略	略		
に掲げる				<u>セント</u>	セント	に掲げる				<u>セント</u>	<u>セント</u>
資金				1	1	資金	l	1	1	1	1

鳥取県告示第608号

平成8年鳥取県告示第251号 (漁業経営維持安定資金の貸付利率等について) の一部を次のように改正する。 平成18年8月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改工	E 前	
貸付利率	利子補給率		貸付利率		利子補給率
年 <u>2.1パーセント</u>	略		年 <u>2.2パーセント</u>	略	

鳥取県告示第609号

平成8年鳥取県告示第252号 (漁業経営安定資金の貸付利率等について) の一部を次のように改正する。 平成18年8月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

Ī	以 正 後			2:	女 正 前	
資金の種類	貸付利率	利子補給率		資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の	年2.1パーセン	m <i>t</i> z		規則別表第3号の	年2.2パーセン	m4z
資金	<u> </u>	略		資金	<u> </u>	略
規則別表第7号の	年 2.725 パーセ	四夕		規則別表第7号の	年 2.825 パーセ	四々
資金	<u>ント</u>	略		資金	<u>ント</u>	略
スの仏の姿令	年2.1パーセン	四夕		スの他の姿令	年2.2パーセン	四々
その他の資金	<u> </u>	略		その他の資金	<u>F</u>	略